

のびるクン Select 保証規程

本書（以下「本規程」といいます）は、表面に記載されたサービス登録機器（以下「登録機器」といいます）について、ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社（以下「Dsas」といいます）、ヤマト運輸株式会社（以下「YTC」といいます）及びSOMPOプライティ株式会社（以下「SWT」とい）、Dsas及びYTCを併せて「サービス提供者」といいます）が提供する本保証（第1条に定義します）の内容を規定するものです。尚、お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程に同意いただいたものとみなします。

- 1. (定義)**

本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。

 - 登録機器とは「サービス提供者が保証を提供するPC等の機器で以下を条件とします。なお、登録機器のメーカー及び機種はサービス提供者が指定するものとし、指定外の機器については本保証の対象となりません。
 - ① デスクトップ型の別売ディスプレイ、別売のPC本体、ノート型、一体型、タブレット型は、それぞれ単体を登録機器とします。
 - ② デスクトップ型のPC本体とディスプレイのセット販売の場合、又は、デスクトップ型の別売ディスプレイと別売のPC本体について本保証の対象としない場合は、それぞれ1セットを登録機器とします。
 - ③ 上記のディスプレイの大きさは、30型未満であることとします。
 - 本保証：保証期間（9）に定義します中に登録機器（9）と自然故障（10）に定義した場合、本規程に基づき、サービス提供者が当該故障の修理（以下「修理保証」といいます）、又は代替品（7）に交換（以下「代替品の提供」といいます）を実施することをいいます。
 - ① お客様：本保証に②（申し込みの手続き）の1）の方法で申し込みし、サービス提供者がこれを承諾した者となります。
 - ② ユーザー同意書：お客様が本保証の申し込みにあたり使用する書類であり、お客様情報及び登録機器の情報の記入又は入力を行います。
 - 修理書：本保証の加入証明書を含みます。
 - 保証書：登録機器が故障又は破損した場合、故障又は破損の症状を記載してサービス提供者へ修理を依頼する書類を含みます。
 - 代替品：サービス提供者が登録機器と同じ性能をもった代替品を含みます。
 - メーカー保証：登録機器のメーカーが登録機器と付した保証を含みます。本保証の申し込みは、メーカー保証期間が1年以上ある製品に限ります。
 - 保証期間：本保証をサービス提供者が実施する期間をいい、メーカー保証終了日の翌日から、保証書に記載された保証終了日記載の日までの期間とします。
 - 自然故障：登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意事項に従って正しく使用したにもかかわらず、登録機器に生じた故障であり、かつ、メーカーの保証規定にて保証の対象とならぬ場合（以下「メーカー責任故障」といいます）のうち、⑬（保証の対象とならぬ場合-その1）及び⑭（保証の対象とならぬ場合-その2）に該当しない故障を含みます。サービス提供者は、修理委託先（サービス提供者を含み、製品ごとにサービス提供者がその設置で選定するものとします。以下同じ）によるメーカー責任故障であるかをその診断なしに⑬（保証の対象とならぬ場合-その1）及び⑭（保証の対象とならぬ場合-その2）の規定に基づき本保証の提供可否を判断するものとします。
 - 全損：自然故障の見積修理代金（12）に定義します保証限度額（13）に定義しますを超過する故障を含みます。
 - 見積修理代金：お客様より登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定の上お客様に提示する金額を含みます。
 - 保証限度額（消費税込）：保証書の「保証上限金額」欄に記載した金額であり、本保証における修理費用の限度額をいいます。
 - 出張修理費：製品に自然故障が発生した場合に、メーカーの修理部門が登録機器を設置する場所に訪問し、修理を行うことをいいます。
 - 引取修理費：製品に自然故障が発生した場合に、メーカー指定の運送会社を利用して製品を回収し、修理を行うことをいいます。
 - 出張：引取対象製品：メーカーが、当該製品の自然故障発生時、出張又は引取修理を行うことを定めた修理書を含みます。

2. (申し込みの手続き)

- 本保証をご利用頂くには、お問われているユーザー同意書の登録方法に従い、保証情報を登録してください。サービス提供者で内容確認後、本保証をご利用出来る「ユーザー」として登録の上、お客様に書面または電話的方法にて「保証書」を送付いたします。「保証書」の送付をもって、サービス提供者がお客様に対し本保証を行うことと承諾したものとします。
- サービス提供者は、以下に該当する場合、お客様からの申込みを承諾しない場合がございます。この場合、サービス提供者はユーザー同意書を受け取ってから30日以内にサービス提供者が定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。
 - ① お客様が存在しない、あるいは偽名を使用しているとき。
 - ② お客様の申告事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
 - ③ ユーザー同意書の保証内容確認と重要な事項の同意欄の押印がないとき。
- 登録機器購入日から30日以内に、本条1項で定めの中身内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用頂けない可能性があります。サービス提供者はその場合、お支払い頂いた代金を返金いたします。

3. (保証内容)

- 本保証への加入可能な期間は、登録機器購入日から10ヶ月以内に限るものとします。
- 保証期間は、メーカー保証終了日の翌日から、保証書に記載された保証終了日までの期間とします。
- 保証期間中に登録機器に「自然故障」が生じた場合は、本規程末尾記載のサービス提供者「お客様窓口」に連絡頂き、当該修理者からの指示に従って修理をご依頼ください。見積修理代金が登録機器の保証限度額範囲内の故障であれば、保証期間中サービス提供を無料で修理いたします。依頼の記録、記録簿、メーカー純正でない部品及び付加物、事前に登録機器から取り外し、登録機器を修理書と修理依頼書と共にサービス提供者へ修理をご依頼ください。登録機器に付加物が記録又は付加された状態を引き渡された場合には、サービス提供者はこれらの記録簿、部品及び付加物には一切責任を負いません。
- 登録機器が、出張引取対象製品である場合に限り、修理委託先が出張修理又は引取修理を行います。この場合の出送料・引取り料は本保証に含まれます。出張引取対象製品の場合には、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より登録機器を送付頂いた上で修理委託先が修理を行います。この場合の往復の送料は本保証に含まれます。
- 見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合であっても、その超過分をご負担頂く場合は修理を承りますが、この場合には当該修理をもって本保証が終了となり代替品の提供はありません。尚、事前にサービス提供者の了解を得ずに他社に修理を依頼された場合は、本保証の対象とはなりません。

4. (受付時間)

サービス提供者が修理の受け付け又は本保証に関する問い合わせの受付付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の午前10時から午後7時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日は除くものとします。

5. (修理依頼)

- 本保証に基づき自然故障の修理を依頼される場合は、⑬（保証内容）の3）所定の半期に限りサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。
 - サービス提供者は、自己の責任と責任で修理の提供にかかる作業の全部、又は一部を第三者に委託することが出来るものとし、お客様はこれを予め承諾するものとします。
 - メーカー保証期間中に登録機器に発生したメーカー保証の対象となる故障等は、「お客様窓口」を経由して、メーカーに修理の依頼を行うことができます。この場合、⑬（保証内容）の4）記載の発送及び引取りの保証は提供され、サービス提供者の負担となります。但し、メーカー保証及び本保証に定める条件で対象となる故障等は、サービス提供者を経由した場合でも、送料及び修理にかかる実費はお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきその費用を支払うものとします。
- 6. (データ)**
 - 修理（出張修理・引取修理を含みます。以下、同じ）に際しては、お預かりする登録機器の取り扱いや登録機器にかかる記録簿のデータ（番号等）に関するデータを含みます。以下同じ）の管理には十分な注意を払いますが、万一の事故に備えて、お客様ご自身でバックアップを実施してください。また、バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のために、登録機器に於ける記録簿のデータのうちお客様固有のデータ、ソフトウェア及びプログラムについては、お客様ご自身で削除してください。
 - サービス提供者が事前に判断した場合には登録機器に於けるお客様のデータのソフトウェア及びプログラム（以下「ソフトウェア」と総称して「データ」という）の消去を行うことについては、お客様は事前にご同意いただいたものと、何ら異論を述べないものとします。なお、自然故障の原因及び修理の方法にかかわらず、記録簿のデータ等の消去、損失、損傷等に関するお客様の損害についてはサービス提供者は一切の責任を負いませんのでご注意ください。
 - お客様がお客様固有のデータ等を削除せず、万一の事故よりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いかねます。

7. (自然故障に起因する代替品の提供)

登録機器に自然故障が生じた場合、かつ修理委託先がより全損の保証がされた場合には、代替品の提供により、修理に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も同じとします。但し、保証期間中の場合に、代替品の提供がしいサービス提供者が判断した場合には、お客様にて代替品購入金額の一部をご負担頂きます。尚、お客様にご負担頂かぬ金額は、代替品の購入価格と保証限度額の差額となります。また、代替品提供の際にかかるとする修理をサービス提供者にお支払い頂く場合の振込手数料等については、お客様の負担となります。尚、このため発生する費用をお客様がご負担頂けない場合については代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者が指定する条件で、修理依頼された登録機器をお客様に返却いたしますが、お客様の受領拒否などいむを得ない事情がある場合に限りサービス提供者の裁量で処分することが出来るものとします。

8. (代替品への保証について)

- 新品に基づきサービス提供者が提供した代替品には、本保証は適用されないので、メーカー保証が適用されるものとします。
- 代替品の提供にあたっては、お客様はサービス提供者に対し記載された保証書、品質その他の指定を行うことと出来るものとします。
- 本保証はサービス提供者の提供により、本保証は終了します。出張修理対象製品については、代替品が提供された場合でも、本製品の所有権はお客様に帰属するものとします。他方で、出張修理対象製品以外の登録機器の所有権は、当該代替品の提供と引き換えに何れかのサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することが出来るものとします。

9. (失効)

- 次の場合、本保証に基づく修理は失効するものとします。
 - 1) 保証期間が終了したとき。
 - 2) ⑭（自然故障に起因する代替品の提供）に基づく代替品が提供されたとき。
 - 3) 保証期間中にサービス提供者に対し登録機器を贈与、又は譲渡されたとき。
- メーカーの倒産、事業撤退、修理部門の供給停止、その他メーカーがその責任により登録機器の修理を行うことができず（事業承継等により、メーカーと同水準・同条件で修理を行う者が存在する場合を除きます）、サービス提供者が代替品を提供した場合（代替品の提供については第7条の定めを準用します）。

10. (通知)

登録機器の初期不良等の理由により、交換品（新品のものとし、以下同じ）がメーカー又は販売店から提供された場合は、サービス提供者「お客様窓口」までご連絡ください。登録機器の製造番号の対変更手続きをいいます。当該通知がサービス提供者へ行われなかった場合、修理を受けられないことがありますのでご注意ください。また、交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

11. (保証条件)

- 次の場合には、保証期間中でも本保証の対象とはなりません。
 - 1) サービス提供者の事前の了解なく他社で修理されたとき。
 - 2) 修理の際、保証書の提示がないとき。
 - 3) 保証書に必要記載事項の記入がない場合、あるいは文字が書き換えられたか、書き加えられたとき。
 - 4) 登録機器購入後に隣に取り付けられた付加物（メーカー純正部品を含む）の故障、又はこれらに付加物に起因する故障。
 - 5) 本保証規程の12.（保証対象外の費用等）、13.（保証の対象とならぬ場合-その1）、14.（保証の対象とならぬ場合-その2）に該当する場合。
- 12. (保証対象外の費用等)**

次に挙げる費用は、本保証の対象とならずに、

 - 1) 登録機器の修理においてお客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
 - 2) 登録機器の補助駆動装置交換や搭載補助駆動装置におけるエラーメッセージの非正常の発生、ソフトウェアの仕様が日本国外で発生した損害及び修理。
 - 3) 登録機器のオペーホール（具体的症状が発生していない登録機器の点検、部品交換等）費用。
 - 4) 修理期間中のレンタル材料金等、修理代金以外の費用。

13. (保証の対象とならぬ場合-その1)

直接・間接に問わず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかどうかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。

- 1) 戦争・外国的武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他どこかに類似の事象又は暴動による登録機器に生じた故障又は損害。
- 2) 地震・台風・洪水・落雷・津波・水害その他自然災害、又は、ガス事故・塩害・公害等により登録機器に生じた損害。

- 3) 登録機器の自然の消耗、腐蝕、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。又はねずみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故障又は損害。
- 4) 登録機器の引き受け作業、部品、ソフトウェア、パソコンのケーブル、コード・PCカード・コンタクト・メモリ等、タックペン・ペンキ・外付けスピーカ等の付属品、アクセサリー等、その他特にサービス提供者が定める対象外製品（消耗品）、購入後追加された部品（拡張カード/拡張メモリー等）、バッテリー、電池、周波数変更部品、ラック類、ハッチ、電線、電球類による消耗品故障又は損害。
- 5) 登録機器のバッテリーが過充電等により膨らんでいる場合、バッテリー膨らみに起因する故障又は損害。
- 6) 登録機器に格納されたソフトウェアのバグ、コンピュータウイルス等による故障又は損害、又4）で記述する製品又は製品のインストール・設定等のソフトウェア障害又は不正なインストールや設定による故障又は損害、対象製品の清掃料金。
- 7) 登録機器の表示装置（ネームバッド）の経時による劣化（輝度の低下、フォアガラスの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付き等）。
- 8) お客様の登録機器の不適正な使用又は不適切な維持・管理による故障又は損害。
- 9) 原料物質（使用済物を含む）を以下同様にし、もしくは燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射線、発熱その他の有害特性に基づく事故による登録機器に生じた故障又は損害。
- 10) 外部からの物の落下、飛来、破損、破裂、火災、異常電圧、水濡れ、衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事故による登録機器に生じた故障又は損害。
- 11) 地震変動又は地盤沈下を原因とした故障又は損害。
- 12) 登録機器の故障又は損傷に起因して他の接続機器（ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは損傷等の損害。
- 13) 登録機器の使用上支障のない外観のキズ、症状の出ない不良等。
- 14) 登録機器の移動、誤用、不注意、消耗品の使用及び機種の改造又は付加（CPU、マザーボード、メモリ、補助駆動装置、CD-DVD-ROMドライブ等の部品交換、調整を含みます）により生じた登録機器の故障及び損害。
- 15) 登録機器の修理、機種の仕様、ソフトウェアのプログラムの仕様が日本国外で発生した損害又は日本国内で修理不可能な故障及び損害。
- 16) 登録機器を差込、船艀等に搭載して使用された場合の故障又は損害。
- 17) 登録機器の差込、船艀、差込、破壊等又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
- 18) 登録機器の盗難、紛失、詐欺又は横断による損害。
- 19) お客様の意図・過失または生じた損害。
- 20) 登録機器以外の製品（シリアル番号が異なる等）に生じた損害。

14. (保証の対象とならぬ場合-その2)

- 直接・間接に問わず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。
- 1) 本保証の引き受け時に自動的に付される保証書以外の保証書（メーカー保証書を含む）又は保険を用いて修理又は保証が可能な故障及び損傷の場合。
 - 2) 保証期間が終了した後（全損に全保証の失効を含む）に故障の報告又は修理の請求がされた場合。
 - 3) 登録機器の部品交換を伴わない調整又は手直しを行った場合。
 - 4) メーカーが登録機器のコール宣言を行った後のリコールの原因となった部品にかかる登録機器の修理、リコールの結果、代替品が提供された場合の当該代替品。
 - 5) 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）。
 - 6) 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた登録機器その他の財物使用の阻害によって生じた損害（逸失利益等の間接損害・経済損害）。

15. (お客様負担費用について)

- 以下の保証対象外の事項において発生した費用については本保証の対象と負担となり、
- 1) 登録機器の修理においてお客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
 - 2) 登録機器が出張修理対象製品の場合における、登録機器の搬入・工事費用及び登録機器の処分にかかる費用（リサイクル費用を含みます）。
 - 3) 登録機器が出張修理対象製品であり、かつ、メーカーの定める離島及び遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費、宿泊費、送料（往復共）等。
 - 4) 登録機器が出張修理対象製品以外の場合において、お客様のご希望により、出張及び引取を希望されたときにかかる費用（出張修理費用、引取費用、振込手数料）。
 - 5) 登録機器が出張修理対象製品以外の場合における、登録機器の搬送費用（梱包材費用を含みます）及びYTCによる宅急便以外の配送手段での送料（往復共）。
 - 6) 登録機器が出張修理対象製品以外の場合において、お客様が送付した登録機器一式（登録機器及び登録機器の標準付属品を含めたもの）をいいます。以下同じ）に不足があることにより、別途送付が必要となったときにかかる費用。
 - 7) 本保証利用時にお客様からご連絡が必要となる修理費用その他の費用。
 - 8) 保証修理を行う際に、お客様が代用品を必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用（サービス提供者は、代用品の手配、提供等は一切行いません）。
 - 9) 部品に定めることにより、お客様が修理をご希望の場合に、サービス提供者へ差額分をお振込いただいたための振込手数料等。
 - 10) 第7条に定めることにより従って代替品を提供する際に発生した、送料及び設置・工事費用ならびにサービス提供者へ費用をお振込いただくための振込手数料等。
 - 11) お客様のご都合により保証修理をキャンセルした場合⑬（保証の対象とならぬ場合-その1）及び⑭（保証の対象とならぬ場合-その2）に定める保証の適用除外事項に該当したときからキャンセル扱いとなる場合を含みます。以下同じ）における技術費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。
 - 12) ⑬（保証の対象とならぬ場合-その1）及び⑭（保証の対象とならぬ場合-その2）に該当する場合の一切の費用。

16. (秘密保持)

- お客様及びサービス提供者は、本保証の提供に関連して知り得る相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの（以下「秘密情報」といいます）については、本保証の提供期間中のみならずその終了後も第三者（5.（修理依頼に基づきサービス提供者が委託修理者に開示する場合を除きます））に開示又は漏洩してはならないものとします。
 - 上記1）にかかわらず、次の各号に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。
 - ① 一般に入手出来る情報。
 - ② 知得時に既に保有していた情報。
 - ③ 第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - ④ 相手方の秘密情報を提供することなく独自に開発した情報。
- サービス提供者は、保証書に記載されたお客様の情報を本条に定める秘密情報として扱い、本保証の提供及びその向上に利用する目的以外には使用いたしません。

17. (個人情報)

- サービス提供者は、お客様の個人情報を適切に保護し、YTC及びSWTが公表するプライバシーポリシーに則り、本保証の提供及び本保証の提供に必要な合理的な範囲内で利用させていただきます。
 - サービス提供者は、次の各号に該当するときは除きお客様の個人情報を第三者に提供いたしました。
 - ① お客様の同意がある場合。
 - ② お客様固有の個人が出力集計データ等二次的データとして開示する場合。
 - ③ 本保証期間中の業務委託先、提携先（保険会社を含む）に開示する場合。
 - ④ 法令により開示が求められる場合。
 - サービス提供者は、お客様からご提供頂いた個人情報を、本保証履行目的のために必要な範囲内で業務委託先に開示する場合があります。

18. (本保証の提供の中止)

- サービス提供者は次の各号に定める事由のいずれか一つ発生したとき、お客様に何らの催告を要せず、直ちに本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合といたどもサービス提供者はお支払い頂いた代金を返金いたします。
- 1) 本保証の条件に違反し、書面による催告後30日以内に当該催告が更正されるとき。
 - 2) 著しき遅延、履行し遅延、従払、公衆処分、租税滞納その他、他の公権力の処分を受け、又は親告を申し立てられたとき。
 - 3) 自らあるいは引き受けた手形又は小切手等、支払遅延等を受け支払停止状態に至ったとき。
 - 4) 民事再生、会社更生手続等の開始もしくは破産宣告を受けたとき。
 - 5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、解散又は組換えの決議をしたとき。
 - 6) その他財産状態が悪化したとき、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

19. (反社会的勢力との関係遮断)

- お客様は、サービスの提供に連動し、次の各号の事項を表明し維持するものとします。なお、お客様が、本保証期間中の本条のいずれかに反することが判明した場合には、サービス提供者は、何らの催告を要せず、直ちに本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合といたどもサービス提供者はお支払い頂いた代金を返金いたします。
- 1) 反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
 - 2) 自らの役員（代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
 - 3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
 - 4) 本契約の有効期限内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

20. (損害賠償)

お客様は、本保証に關してサービス提供者の責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実には発生した直接かつ通常の損害に限りサービス提供者が請求出来るものとします。この場合、サービス提供者の負担する損害賠償の総額は、3万円を限度とします。

21. (規程の変更)

- 1) サービス提供者は、本規程内容を変更する必要があるが生じた場合は、予告なく本規程を変更することが出来ます。変更前から本保証に加入しているお客様に対しては変更後の本規程が適用されるものとします。尚、変更にあたっては、本規程を変更する旨及び変更後の本規程の内容を当該効力発生日の2週間前までにサービス提供者が提示します。
- 2) 変更後の本規程の効力発生日以降に、お客様が本規程に基づきサービスを利用したときは、お客様は、本規程の変更と同意したものとみなします。

22. (交換部品の所有権)

本保証の修理依頼に則って交換された故障部品（老朽部品を含みます）の所有権は、全サービス提供者に帰属するものとします。

23. (保証書管理)

本保証に關してお客様とサービス提供者の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

24. (本保証の解除)

- 1) お客様は、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。解除の申し出は、お客様窓口ご連絡のうえ所定の手続きによるものとし、サービス提供者は、サービス提供者が別途定める算式により算出した返戻金をお客様にお支払いします。但し、返戻金の支払いは、登録機器について修理にかかっている費用が発生していない場合に限り適用されます。
- 2) 前項の規定にかかわらず、登録機器の売買契約の解除に伴い本保証が解除された場合及び⑭（申し込みの手続き）の2）によりサービス提供者がユーザーとしての登録を承諾しない場合には、お客様に登録機器を販売した販売会社が全額返還を行うものとします。

25. (保証の損害保険適用)

- 1) サービス提供者は、保証料金を原資として、損害保険会社（以下「保険会社」といいます）とサービス提供者を被保険者とする保険契約（以下「本保証契約」といいます）を締結し、本保証を運用してまいります。
- 2) 本保証は、お客様に対して本規程に従い修理保証を提供し、本保証契約に基づき本保証により受領する保険金を当該修理保証に係る費用等の支払いに充てる仕組みとなっております。その為、故障の発生状況によりお客様に対しては、本保証の調査がある場合があります。

2021年4月1日 第12版

サービス提供者：ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社 / ヤマト運輸株式会社 / SOMPOプライティ株式会社
お客様窓口(コロナ保証窓口)0800-080-025 フリーコール 受付時間:10:00~19:00(日曜・祝日休) E-Mail:ds@kuroneko-hosho.jp